



《会計・税務の知識》

虚偽表示への制裁

昨今、産地偽装や消費期限の虚偽表示など、偽装問題が後をたちません。

今回は、会計上の偽装に関するトピックです。

上場会社においては、開示資料に虚偽記載があった場合の制裁措置としては、課徴金、上場廃止措置さらには刑事罰があります。

中でも課徴金は、刑事罰に比べ、簡易な手続によって摘発・制裁が可能であり、証券市場の監視機能の実効性向上が期待されています。

6月19日、証券取引等監視委員会は、『株式会社IHI』に過去最高である約16億円の課徴金納付命令を発出するべきだと金融庁に勧告しました。

『株式会社IHI』は、国内5市場に上場し、連結売上高1.3兆円を超える総合重機の大手です。

利益が嵩上げされた報告書を開示し、その報告書を参照書類として約940億円の資金を調達した事に対する対応です。

留意点は、故意であるか過失であるかによって、原則として課徴金額に差異がないということです。

また、課徴金は国庫に納付されるので、究極的に負担をしているのは、株主であるということも特徴といえるでしょう。

なお、6月13日に、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が公布され、6ヶ月（一部は1年）以内に施行されます。前述の課徴金についても改正があり、金額水準を引き上げ、対象範囲を拡げました。課徴金の加算・減算制度も導入されます。

さらに、6月24日に、証券取引等監視委員会は、67頁にも渡る課徴金事例集を公表し、違反行為の抑止を促しております。ご興味がある方は、証券取引等監視委員会のHPをご覧ください。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

信頼の失墜という損失は、金額の多寡では計り知れません。

市場の公正性確保のために様々な制度が整備されてきましたが、過ちを未然に防ぐ体制は、会社自らが整えるべきであることを、改めて認識すべきではないでしょうか？



『ベンチャーサポートサイト』

小谷野公認会計士事務所のベンチャーサポート専用サイトです。成長企業の役に立つ情報を発信中です。ぜひご覧下さい。

<http://koyano-vp.com/>

『小谷野公認会計士事務所オフィシャルサイト』

小谷野公認会計士事務所の公式サイトです。時代のスピード変化に対応した財務・会計・税務戦略を提供することによりお客様の事業経営を的確にサポートしていきます。

<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>